

令和元年度大阪地方最低賃金審議会

第331回総会 会議次第

令和元年7月25日（木） 午前10時30分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

(1) 大阪府最低賃金の改正に係る意見について

(2) 平成30年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告について

(3) 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について

(4) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第331回総会 配席図

大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

意見書・要請書等

飯島委員 衣笠委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員

○ ○ ○ ○ ○ ○

中野委員 ○

平岡委員 ○

古谷委員 ○

丸山委員 ○

横田委員 ○

吉田委員 ○

使
用
者
側

録音機

労
働
者
側

○ 狼谷委員

○ 上山委員

○ 北畑委員

○ 黒田委員

○ 佐村委員

○ 福西委員

陳述台

○ ○ ○ ○ ○ ○
主任賃金指導官 賃金指導官 労働基準部長 労働局長 賃金課長 賃金指導官

録音業者 ○

○ ○

意見陳述者席 意見陳述者席 傍聴人席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

随行者席 随行者席 傍聴人席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

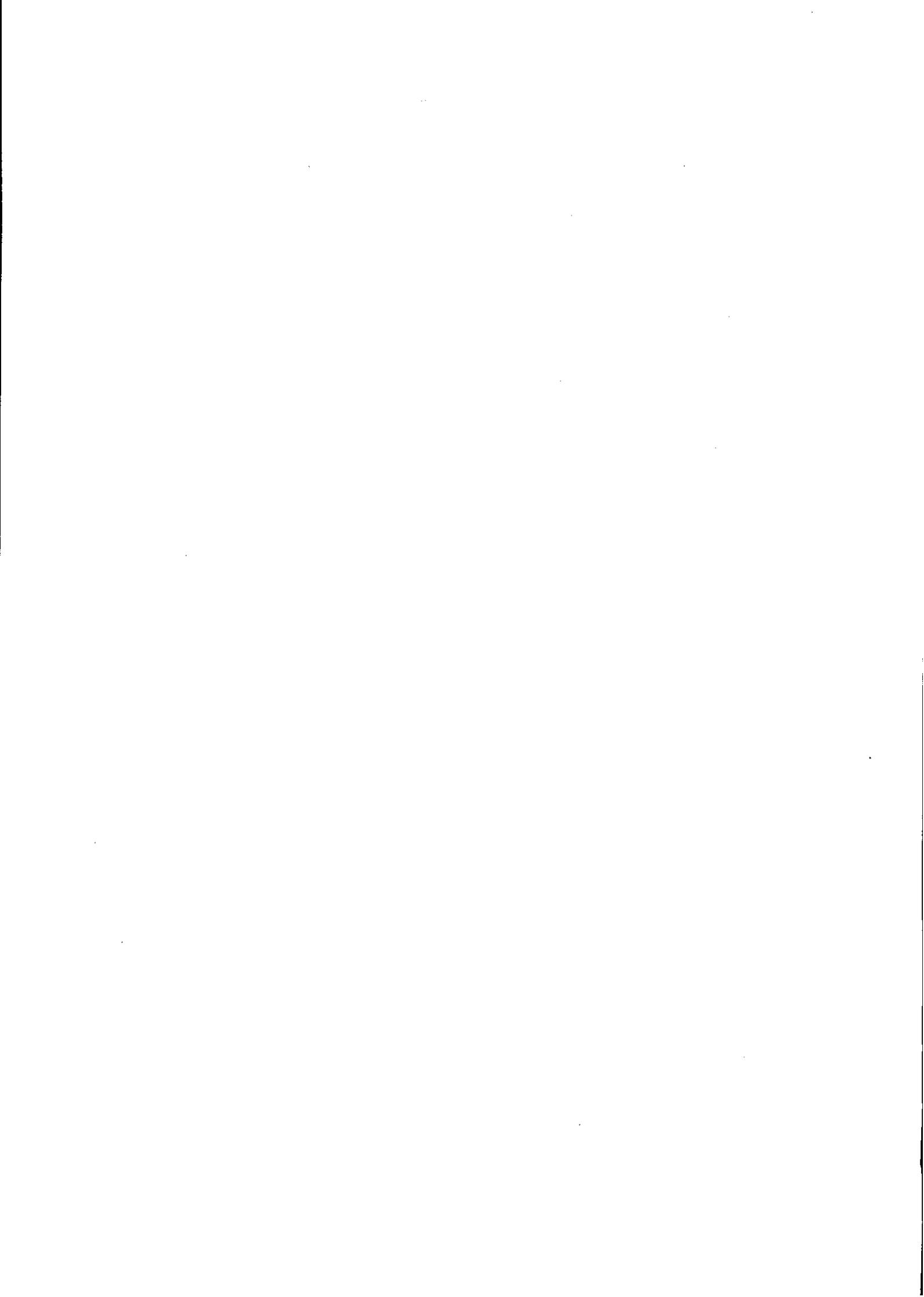
← 入口 →

大阪地方最低賃金審議会 第331回総会

(令和元年度 第3回)

資 料 目 次

資料1	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
(1-1)	全大阪労働組合総連合の意見書	1
(1-2)	大阪自治体労働組合総連合の意見書	3
(1-3)	おおさかパルコープ労働組合の意見書	5
(1-4)	生協労連大阪府連合会の意見書	7
(1-5)	全国一般労働組合大阪府本部の意見書	11
(1-6)	大阪労連女性部の意見書	13
(1-7)	大阪労連青年部の意見書	15
(1-8)	一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	17
資料2	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
(2-1)	連合大阪大阪市地域協議会からの要請書	19
(2-2)	UA ゼンセン大阪府支部からの要請書	21
(2-3)	全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	23
(2-4)	全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	25
(2-5)	日本共産党大阪府議会議員団からの要望書	27
資料3	令和元年度大阪府最低賃金の審議の進め方	29
資料4	平成30年度大阪府最低賃金改正決定(答申) 附帯事項への 取組について	31



2019年7月19日

団体名 全大阪労働組合総連合
代表者名 議長 菅 義 夫
住 所 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館

大阪府の最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

昨年、大阪では最低賃金が 27 円引き上がり、時間給 936 円になりました。しかしこれでは 1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月 14 万 9760 円と 15 万円に届きません。年収で見ても、年収 179 万円と、180 万円に満たない収入にしかありません。ここから健康保険料や年金などを差し引かれると、手取りは 1 カ月 12 万円程度になってしまいます。これでは、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った最低生計費試算調査では、1 人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月 22 万～25 万円、年額 300 万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して 1500 円以上の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が 4 割を超え、年収 200 万円以下の、働いても生活できない、働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金 1,000 円以上を実現し、生計費原則に基づく 1500 円以上の到達を求めます。

記

- 1、大阪府の最低賃金を生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させる視点で、直ちに 1,000 円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



以上

2019年7月19日



大阪自治体労働組合総連合

執行委員長 荒田 功

大阪市北区天神橋 1-13-1

大阪グリーン会館 4階

**公務・民間すべての労働者が安心して生活できるために、
大阪府最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げ、
『生計費』をふまえ時給1,500円以上にするための徹底審議を求める意見書**

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では24自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに行政運営は成り立たず、すべての職員が一丸となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった低賃金・劣悪な処遇で働かされています。これによって、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況となっています。最低賃金の低さがそれに拍車をかけています。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が低賃金のもとで生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる異常事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が936円に引き上げられたことによって、大阪府内40自治体で臨時職員の最低時間給が引き上げられました。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けるための時間額ではありません。まさに「官製ワーキングプア」です。

大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、「普通に働いて普通に生活できる最低賃金額がいくらなのか」など『生計費』に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えています。大阪の労働者の賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化、そして住民福祉の増進のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、ただちに最低賃金時給1,000円以上へ引き上げることと、『生計費』をふまえ1,500円以上の実現をめざす審議を求めます。

つきましては、大阪地方最低賃金審議会において下記の項目について厳正な審議を求めます。

記

- ①大阪府最低賃金をただちに時給1,000円以上に引き上げ、『生計費』の視点から1,500円以上に引き上げる審議をすること。
- ②全国・全産業一律最低賃金制をただちに確立すること。
- ③最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

2019年7月 日

〒554-0024 大阪市都島区東野田町1-5-26

団体名 **おおさかパルコブ労働組合** 印

代表者名 中央執行委員長 **箕作勝則**

住所 TEL (06) 6242-0909
FAX (06) 6242-0929

大阪府の最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

昨年、大阪では最低賃金が 27 円引き上がり、時間給 936 円になりました。しかしこれでは 1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月 14 万 9760 円と 15 万円に届きません。年収で見ても、年収 179 万円と、180 万円に満たない収入にしかありません。ここから健康保険料や年金などを差し引かれると、手取りは 1 カ月 12 万円程度になってしまいます。これでは、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った最低生計費試算調査では、1 人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月 22 万～25 万円、年額 300 万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して 1500 円以上の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が 4 割を超え、年収 200 万円以下の、働いても生活できない、働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金 1,000 円以上を実現し、生計費原則に基づく 1500 円以上の到達を求めます。

記

- 1、大阪府の最低賃金を生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させる視点で、直ちに 1,000 円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

ひと言

賃上げないに景気回復はありません。早期実現を強く求めます。



以上

2019年7月19日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿



生協労連大阪府連
執行委員長 土橋
大阪市天王寺区悲田院町
国労南近畿会館

2019年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2019年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生活協同組合（生協）及び生協関連で働くなかまを組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組合員数は約66,000人で、うち41,000人余り、約6割がパートなど時間給で働くなかまとなっています。

私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働くなかまを組織し、現在の組合員数は約3,200人で、うち1,800人余り、6割近くがパートなど時間給で働くなかまです。

生協労連では、運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現をめざしています。また、賃金だけにたよらず、社会保障との一体で、働いたら誰もが暮らせる社会の実現への政策化と学習をすすめています。

2. 地方別最低賃金と格差問題

昨年、働き方改革一括法により、同一労働同一賃金のガイドラインが出されました。均等待遇と同一価値労働同一賃金を考えるとき、真っ先に思い浮かぶのは正規と非正規の格差だと思います。それは当然のこととして、私たちは地域よっての賃金格差も大問題だと思っています。

私たちの働く生協もそうですが、スーパーやコンビニでも、全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じです。最賃が一番低い鹿児島だからといって、価格が安くなることはありません。それなのに、同じ価格の商品を売り、同じ仕事をしていても1時間あたりの時給が200円以上も違います。年収にすると1ヶ月150時間勤務で40万円もの差があります。

地方から東京の大学に入学した学生たちは、アルバイトをしたら東京の最賃を基準

とした時給で働きます。しかし、その学生たちが地元に戻って就職したら、同じような仕事なのにあまりにも賃金（時給）が低くて愕然としたという話を聞きました。なぜか？それは最低賃金が地域別であり、その賃金全体の相場も最低賃金を基準として決められるからです。そしてその学生たちは、働くのは賃金が高い東京に限るといって、東京に戻ってきます。若者たちの都市部への人口流出がとまりません。

私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第14条の平等原則に反することだと考え、「最低賃金は、どこでも、だれでも今すぐ1,000円以上に、早期に1,500円の実現と、全国一律最低賃金制度の確立」を求めています。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

最低賃金の一番低い鹿児島761円で、フルタイム（厚労省の起算値173時間）で働いても月額131,653円です。この収入では、憲法で保障されている「健康で文化的な生活」をおくることはできません。ましてや、病気や怪我、将来へ向けて貯蓄などできるはずもありません。フルタイムで働いても、いまの最低賃金では貧困状態です。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織で、生計費試算調査に取り組んできました。その調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となります。一般的に都市部は物価が高いといわれていますが、実際には競合他社の多い都市部では低価格でもものが購入できます。一方、地方では交通機関が発達していないため、自家用車がなければ、仕事に行けないなど、全体的に考えると最低生活費は全国どこでも同じくらいかかります。

また、東京は地価が高いから家賃相場が高くなりますが、決して物価が高いわけではありません。沖縄では商業地、工業地の地価がこの6年連続で上昇し、3年続けて全国トップの伸び幅となっています。これまで、中央審議会や厚生労働省が主張してきた「地域経済に応じて最低賃金の格差があるのは当然だ」という理屈で考えると、今年の沖縄の最低賃金は大幅に引き上げられなければなりません。ですから、今のよう固定化されたA～Dランク制度での最低賃金の目安額を出すことを改める必要があります。

4. 時給1,000円以上は実現可能である

時給1,000円以上の最低賃金は実現可能です。第1は、労働者の生計費の最低限確保には時給1,000円以上が絶対必要だということです。第2は、学歴初任給比較との関係でも、時給1,000円以上は高卒初任給程度の水準だということです。第3は、最低賃金の国際比較との関係でも、先進国では時給1,000円以上が常識となっていることです。第4は、現実の市場動向調査を見ても、首都圏及び名古屋、関西圏ではパー

トなど非正規労働者の時給はすでに1,000円を超えている実態があるということです。こうした状況を考えれば、今すぐに最低賃金を1,000円以上にすることが可能です。

5. 要請内容

昨年、大阪では最低賃金が27円引き上がり、時間給936円になりました。しかしこれでは1日8時間、週40時間働いても、1カ月14万9,760円と15万円に届きません。年収で見ても、年収179万円と、180万円に満たない収入にしかありません。ここから健康保険料や年金などを差し引かれると、手取りは1カ月12万円程度になってしまいます。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、時給に換算して1,500円の最低賃金を早期に実現することが求められています。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の、働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求め、下記の通り要請します。

最後に改めて、「全国どこでも、働いたら暮らせる賃金水準を早期に実現し、日本国民が安心して暮らせる社会の実現をめざすこと」、その視点での議論をしてください。そのためにも、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

記

1. 大阪府の最低賃金を生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上への改定額の審議を行うこと。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2019年7月19日



団体名 全国一般労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長 吉野弘夫

〒530-0041
住 所 大阪市北区天神橋1丁目13番15
大阪グリーン会館3F
電話 06 - 6354 - 7212

中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善めざし

大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

昨年、大阪では最低賃金が27円引き上がり、時間給936円になりました。しかしこれでは1日8時間、週40時間働いても、月15万円に届きません。年収で見ても、年収179万円と、180万円に満たない収入にしかありません。ここから健康保険料や年金などを差し引かれると、手取りは1カ月12万円程度になってしまいます。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った最低生計費試算調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月22万～25万円、年額300万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して1500円以上の最低賃金を実現することが切実な要求です。

私たち全国一般労組大阪府本部は、中小企業で働く労働者を中心に組織し、パートや介護ヘルパーなどの非正規労働者を多く組織しています。ほとんどの中小企業では業績回復はほど遠く、賃金改善が進んでいません。パート労働者の賃上げも最低賃金改定がなければ進まない状況にあります。

有期雇用労働者については、労働契約法18条・無期転換ルールにより雇止め不安は解消されても低い労働条件はそのままです。また、定年後再雇用や継続雇用者も、それまでと全く同じ職務内容・責任を課せられながら、時給900円台での契約を余儀なくされています。低賃金労働者の処遇改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。

最低賃金の大幅引き上げには、労働者の7割が働く中小企業への支援も重要です。私たち全国一般労組が毎年取り組んでいる中小業者の皆さんとの懇談では、「賃金底上げで消費購買力を向上しなければ景気はよくなる」「大企業の方が最賃並みの低賃金に抑えている」「大企業優遇税制をただし中小企業支援を」「賃金が低く、歯医者ガマン。親の貧困で小学生の口腔崩壊が進んでいる」など、立場は違うものの最低賃金引き上げを望む声が多く寄せられ、政府や自治体による支援策充実を求めています。

大阪地方最低賃金審議会は、労働者全体の賃金底上げで「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」(最低賃金法第1条)のために、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時間額1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求めます。

記

1. 大阪府最低賃金を時間額1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上に改定するよう審議を行うこと。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと

2019年7月19日

団体名 大阪労連女性部
 代表者名 部長 松元 佐智子
 住 所 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館

大阪府の最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

昨年、大阪では最低賃金が 27 円引き上がり、時間給 936 円になりました。しかしこれでは 1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月 14 万 9760 円と 15 万円に届きません。年収で見ても、年収 179 万円と、180 万円に満たない収入にしかありません。ここから健康保険料や年金などを差し引かれると、手取りは 1 カ月 12 万円程度になってしまいます。これでは、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った最低生計費試算調査では、1 人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月 22 万～25 万円、年額 300 万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して 1500 円以上の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が 4 割を超え、年収 200 万円以下の、働いても生活できない、働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金 1,000 円以上を実現し、生計費原則に基づく 1500 円以上の到達を求めます。

記

- 1、大阪府の最低賃金を生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させる視点で、直ちに 1,000 円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



大阪地方最低賃金審議会会長 殿



2019年7月19日

大阪労連青年部

部長 河合 成葉

大阪府地域別最低賃金制度の賃金額改定に関する意見書

私たち全大阪労働組合総連合青年部（以下、「大阪労連青年部」）では、最低賃金生活の体験を通じ、以下の意見を述べ、検討に反映されたく意見書を提出いたします。

1 自立して生活できる賃金保障

2018年度の改定で、大阪府では前年度より27円の引き上げが実施され936円となりました。しかし、時給936円で1日8時間、週40時間働いたとしても、ひと月14万9,760円となり、手取りにしてわずか12万円程度にしかありません。

最低賃金・低賃金で働く青年たちからは、「自立して生活できない」「恋愛や結婚に億病になってしまった」「奨学金を返すためにアルバイトを掛け持ちしている」「風邪を引いたぐらいでは病院に行けない」などの切実な声が寄せられています。

世界的に見ても先進国の最低賃金は1,000円を超えており、全労連が行った「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して生活するためには全国どこでも月額22～25万円程度、時給にして1,500円程度が必要であるという調査結果が明らかとなっています。

1日8時間働けば、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が営める賃金の保障を求めます。

2 地域別最低賃金制度による地域格差の是正

現行、最高では東京都の985円、最低では鹿児島県の761円で、時給にして224円もの差があり、大阪府の936円と比較しても49円の差が生まれています。

生活必需品の購入先として、コンビニやチェーン店が主流になっている情勢下では、地方によって物価に差はありません。また、同一労働同一賃金の観点から見ても、地域によって格差があるのは不合理なのではないでしょうか。

3 中小企業支援の拡充

最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律制を導入するためには、地域経済を支える中小企業への支援対策が不可欠です。

4 おわりに

以上のことから、貴審議会に対し、私たち大阪労連青年部は以下の3点について強く要求します。

- (1) 早期に最低賃金1,000円以上を実現し、将来的には1,500円以上への引き上げの実現を求めます。
- (2) 地域間格差を是正し、全国一律最賃制度の導入を求めます。
- (3) 最低賃金引き上げを支援する中小企業支援策の拡充を求めます。

以上

大阪地方最低賃金審議会

会 長 服 部 良 子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会

会 長 坂 本 栄 三

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、7月4日に根元厚生労働大臣より諮問を受け、地域別最低賃金額の改定の目安について検討されているところであります。

また、大阪におきましても、7月3日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果として、労働集約産業であるタクシー事業にとっては、必要経費に占める人件費の割合が大きいことから、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっております。

本年も、中央最低賃金審議会及び貴審議会への諮問において、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配慮した、調査審議が求められており、大幅な引き上げ改定に極めて憂慮しているところであります。

もとより賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引上げは、生産性が向上して初めて可能なものであり、決して先行するものではないものと考えております。

タクシー業界は、長期的に利用者が減少し、加えて規制緩和により深刻な供給過剰に陥ったことにより労働条件が悪化したため、平成21年6月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」



が制定され、また、平成25年11月には、「同法の一部を改正する法律」が成立し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けたさらなる取り組み強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組んでおりますが、いまだ労働条件が十分に改善されるまでには至っておりません。

今後も法人タクシーは、利用者ニーズに応じて、安全・安心に加え、質の高いサービスを提供し、地域の公共交通機関としての使命を達成できるように改善を図ることと併せ、安全に資する設備投資等にも努めてまいります。

貴会におかれましては、最低賃金額の引き上げにつきまして、慎重の上にも慎重にご審議されるとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますとともに、大阪のタクシー業界の現状にご理解をいただきますようお願い申し上げます。

———
謹白

2019年5月23日

大阪地方最低賃金審議会 御中

団体名：連合大阪大阪市地域協議会

代表者名：議長 植田 豊

大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、取引関係の適正化と中小企業支援策の周知・徹底をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

わが国は超少子高齢化・人口減少社会に突入し、「労働力不足」は深刻な問題となっています。このような中、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善をはかることが必要です。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用者における非正規労働者の割合が大阪では40.3%となっており、相対的に労働条件が低くおさえられている非正規労働者の処遇を、社会として早期に改善していく必要があります。中でも、労働者の生活を支える最大の柱であり、賃金のセーフティネットである「最低賃金制度」の役割は、ますます重要度を増しています。

日本の地域別最低賃金水準は、この数年で大幅な引き上げが続いていますが、依然として先進国の中でも極めて低い水準にあります。このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させることとなります。2019年春季生活闘争でも継続して賃金引き上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、継続して最低賃金水準を引き上げることで、暮らしの底上げをはかる必要があります。

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。大阪では、改正決定額の実効性をさらに高めるべく、大阪働き方改革推進会議のもと、新たに「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」が設置され、未満率低減に向けた一層の取り組みが急務であると課題提起されています。地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものになることを、ここに要請します。

以上



団体名: **UAセンセン大阪府支部**
 代表者名: **支部長代行 山 健二**

大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請について

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、取引関係の適正化と中小企業支援策の周知・徹底をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

[理由]

わが国は超少子高齢化・人口減少社会に突入し、「労働力不足」は深刻な問題となっています。このような中、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善をはかることが必要です。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用者における非正規労働者の割合が大阪では40.3%となっており、相対的に労働条件が低くおさえられている非正規労働者の処遇を、社会として早期に改善していく必要があります。中でも、労働者の生活を支える最大の柱であり、賃金のセーフティネットである「最低賃金制度」の役割は、ますます重要度を増しています。

日本の地域別最低賃金水準は、この数年で大幅な引き上げが続いていますが、依然として先進国の中でも極めて低い水準にあります。このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させることとなります。2019 春季生活闘争でも継続して賃金引き上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、継続して最低賃金の水準を引き上げることで、暮らしの底上げをはかる必要があります。

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。大阪では、改正決定額の実効性をさらに高めるべく、大阪働き方改革推進会議のもと、新たに「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」が設置され、未満率低減に向けた一層の取り組みが急務であると課題提起されています。地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものになることを、ここに要請します。

以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（936 円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500 円を求める要請書



大阪最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が12年連続して1,000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で985円、一方、鹿児島県では761円です。フルタイムで働いても、月額12万～13万円の手取りでは、『健康で文化的な最低限の生活』はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大224円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、27円引き上がって936円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万8000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要です。

については2019年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

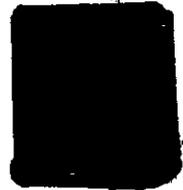
1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を速やかに1,000円以上へと引き上げ、さらに時間額1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2019年7月19日

住所 八尾市本町1丁目1番5号
八尾市役所内

八尾市職員労働組合

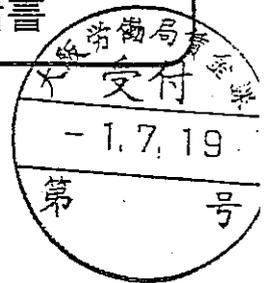
団体・代表者名 執行委員長 外山昭剛



[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（936円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500円を求める要請書



大阪最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が12年連続して1,000万人を超える高水準となっています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で985円、一方、鹿児島県では761円です。フルタイムで働いても、月額12万～13万円の手取りでは、『健康で文化的な最低限の生活』はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大224円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで、大企業の内部留保が過去最高となる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、27円引き上がって936円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約27万8000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要です。

については2019年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を速やかに1,000円以上へと引き上げ、さらに時間額1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2019年 月 日

氏名	住所
[Redacted]	[Redacted]

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会 / 全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。

2019年7月24日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部 良子 様

日本共産党大阪府議会議員 田

石川 祐之

内海 公国

最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望

国内の労働者の実質賃金は過去21年間に8%も減りました(OECD調査)。主要国で賃金が下がったのは日本だけです。大阪の地域別最低賃金はいま時給936円で、1日8時間、1か月20日間働いても、税・社会保険控除前で月額15万円にも届きません。

大阪では非正規労働者の割合が40.8%(2018年平均・労働力調査)と全国より高く、最低賃金の水準が府民の家計に直結しています。非正規労働者の比率が高い青年・子育て世代の暮らしを支え、“子どもの貧困”を解消するためにも、最低賃金の抜本的引き上げは急務です。

同時に、最低賃金引き上げのためには中小企業への支援を抜本的に強化することが不可欠です。中小企業が経済全体に占める比重が高い大阪で、中小企業への支援を抜本的に強化し賃上げを実現することは、消費を増やし大阪経済を立て直すかなめです。

よって、下記事項について要望するものです。

記

- 1 最低賃金を今年から時給1000円以上に引き上げる。
- 2 中小企業の賃上げ支援予算を抜本的に拡充する、社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度をつくるなど、賃金引き上げのための中小企業への支援を強化するよう政府に求める。



令和元年度 大阪府最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審 (総会)	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第330回審議会総会 (第2回) 大阪府最低賃金改正諮問 7月3日 (水) 11:00 2号館5階共用会議室C</p>		<p>7月3日 (水) 専門部会委員推薦公示 7月11日締切 意見聴取公示 7月19日締切</p>
	<p>第331回審議会総会 (第3回) ・関係労使意見聴取 (陳述) ・H30地賃答申要望に関する取組状況報告 ・目安伝達方法説明 7月25日 (木) 10:30 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>7月17日 (水) 大阪府最低賃金専門部会 委員任命</p>
8月		<p>第1回 大阪府最低賃金専門部会 7月30日 (火) 10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p>
		<p>第2回 大阪府最低賃金専門部会 7月31日 (水) 9:30 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議</p>
		<p>第3回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 8月1日 (木) 14:00 第4回 8月2日 (金) 13:00 第5回 8月5日 (月) 10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p>
9月～10月	<p>第332回審議会総会 (第4回) 地域別最賃専門部会審議結果の報告あるいは令6条5項適用不可 (採決) の場合の答申 8月5日 (月) 14:00 2号館5階共用会議室C</p>		<p>答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示 (異議申出)</p>
	<p>第333回審議会総会 (第5回) 異議申出に係る諮問、答申 8月21日 (水) 11:00 4号館2階 第1共用会議室</p>		<p>異議申出締切 2日答申の場合 8月19日 (月) 5日答申の場合 8月20日 (火)</p>
			<p>官報公示 8月30日 (金)</p>
			<p>効力発生 10月1日 (日) ※指定発効</p>

令和元年7月25日
大阪労働局労働基準部賃金課

平成30年度

大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について

○ 答申（平成30年8月2日）「附帯事項」

今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者
に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記
載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとす
る関係省庁が連携して早期に行うことを国に強く求めるとともに、

- 【1】 影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保
に努めること
- 【2】 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取
組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、
効果的に周知し、利活用の促進に努めること
- 【3】 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃
金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じること
がないよう、発注時に特段の配慮が行われること
- 【4】 不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられてい
る場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図
ること
- 【5】 以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状
況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること
を要望する

○ 「附帯事項」への取組

【1】 影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報と履行確保に努めること

1 的確な周知広報

- ◆ 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を達成
- ◆ 鉄道機関の主な駅等、公共の場でのポスターの掲示を拡充
- ◆ 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関を活用した周知
- ◆ ケーブルテレビ出演等、マスメディアを通じた周知を展開
- ◆ ポスター・リーフレットによる周知

厚労省作成版と併せて、中小企業等支援策を盛り込んだ大阪労働局独自リーフレットを以下3種類作成し、幅広く配架・配付

- ① 地賃額PR用リーフレット 25,000枚
- ② 地賃額・特賃額PR用リーフレット 139,000枚
- ③ 近畿（2府4県）の最低賃金額一覧表リーフレット 5,000枚
- ④ 厚労省版リーフレット 56,000枚

①

②

③

The image shows three leaflets. The first leaflet (①) is titled '大阪府最低賃金 936円' and includes information about the effective date (October 1, 2018) and a QR code for more details. The second leaflet (②) is a table titled '大阪府内の最低賃金' showing minimum wage rates for various categories like general, small businesses, and agriculture. The third leaflet (③) is a '賃金調査表の取寄せ一覧' (Minimum Wage Survey Table Collection List) with columns for survey type, date, and status.

□ 検証と課題・今後の取組 □

最低賃金主眼監督時の聴取調査では、85%の事業主が適用される最低賃金額を知っていることから、一定の周知が図られている現状であると思われるが、引き続き積極的な周知を実施する。

また、最賃主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

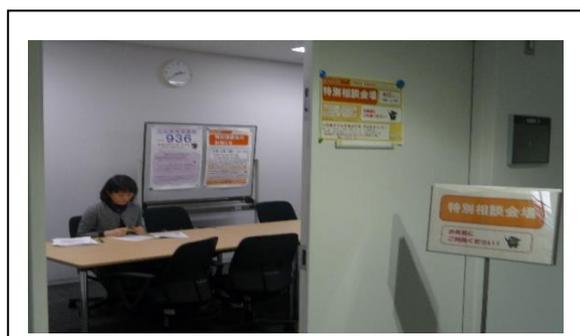
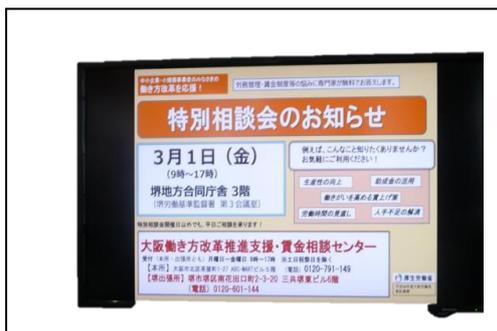
【2】 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進に努めること

1 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働きがい高める賃上げ策などの個別相談に対応、個別出張訪問によるアドバイスも実施

- ・ 商工会・商工会議所等と連携してセミナーを開催
- ・ 経営相談等に関する相談があった場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点へ取次ぎ、連携した取組を実施

堺税務署 確定申告会場に隣接した会場で特別相談会を実施



2 労働基準監督署における取組

- ◆ 各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談を行い、集団指導、説明会および訪問支援を実施

中小企業事業主のみなさまへ

**「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置します。**

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際にご利用可能な助成金

残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな...？

有給休暇をうまく使いたいの
は、やまやまんだけど...

このようにお悩みではありませんか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

- 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています
- 窓口相談、電話相談どちらも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

働き方改革推進支援センターのご案内（平成30年4月～（予定））

「非正規雇用労働者の処遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の活躍確保・育成に効果的な労働管理に関する総合的な支援を行います。

- 社会保険労務士などの労働管理・企業経営の専門家が、個別相談や研修・セミナーなど、定期的な支援を行います。
- セミナー、出張相談も随時開催します。

時間外労働等改善助成金のご案内（平成30年4月～（予定））

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

- 時間外労働上限設定コース**
時間外労働の上限設定に関する、厚生労働省が定める特例制度（特例措置）を適用している事業主が、一定の割合以下に上限設定を引き下げることを支援します。
- 勤務時間短縮コース**
労務管理の改善による「勤務時間短縮（30分）」を削減し、付帯労働者の処遇の改善、休養の確保を支援する助成金を提供します。
- 職場環境改善コース**
労務管理の改善による長時間労働の削減への取組み、労務管理の改善に関する研修などを実施し、労務管理の改善を支援します。
- テレワークコース**
在宅勤務やテレワークの導入により、長時間労働の削減を支援する助成金を提供します。

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆時間外労働の削減などによる効果的な人材育成・人材確保に関する助成金もご利用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、郵送付労働相談、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/kyouka/kyouka.html>

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

Web上で検索すると、自社の労働管理・安全管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

【URL】 <http://www.startup-mhlw.go.jp/>

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」

労働基準法関係法令の紹介、解説や、事業に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する情報の提供に役立ちます。

【URL】 <http://www.chikameyou-mhlw.go.jp/>

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

Web上で検索すると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業への事例なども掲載しています。

【URL】 <http://work-holiday-mhlw.go.jp/>

◆ 年度更新時における
個別相談会を実施



◆ 最低賃金主眼監督に併せて
個別相談会を実施

出張相談

2/14 (木)

大阪中央労働基準監督署において
出張相談窓口を開きます！！

【お問い合わせ先】 受付時間 9時～17時（土・日・祝）を除く
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

〒530-0013 大阪市北区東塩町1-27 ABC-MARTビル5階LEC梅田駅前本校内
電話 番号：0120-07951-149
（出張場所） 〒590-0075 大阪府堺市堺区高花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階
電話 番号：0120-601-144

厚生労働省

◆ 最低賃金主眼監督時に
関係省庁や地方自治体が
所管する経営力向上の
ための
支援策リーフレット等を
パッケージ化して配付

中小企業事業主のみなさまを応援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（リーフレット二種）

- ・「専門家と一緒に会社をもっと良くしたい、しかも無料で、」
- ・これまで働き方改革推進支援・賃金相談センターに寄せられたお客さまからのご相談内容の一部をご紹介します！

大阪府よろず支援拠点（リーフレット）

中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所
「困ったときさっさとときには、まずはご相談ください！」

働き方改革支援ハンドブック
（平成30年4月 厚生労働省・中小企業庁）
働き方改革を契機に、貴社の課題解決を進めましょう！！

平成30年度大阪府中小企業振興基本条例に基づく
中小企業のためのおすすめ支援策（大阪府）

設備投資を応援します！小規模企業者等設備貸与制度
（公益財団法人 大阪産業振興機構）

**パッケージ
項目**

□ 検証と課題・今後の取組 □

賃金引き上げに関する助成金の利活用促進について、業務改善助成金、キャリアアップ助成金に加えて時間外労働等改善助成金団体推進コースが拡充され、事業主団体等が実施するセミナー等、より利用しやすいものとなっていることから、今後一層の利活用促進に取り組む。

昨年度は、拡充された「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の利活用の促進が図ることができているが、今後も引き続き一層の利用勧奨を図る。

しかしながら、大阪における最低賃金の未満率は全国的に見ても高く、未満率低減のために、今までより工夫した取り組みが必要である。

なお、官邸会議である「中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げワーキンググループ」においては、大阪の未満率の高い産業である①卸売業・小売業②宿泊業・飲食サービス業③医療福祉（介護）や未満率の高い府内の地域に対して、「稼ぐ力応援チームセミナー」等を活用した取組みが要請された。

そのためにも、関係団体、関係省庁との連携を強化し、横断的な周知等を行っていく必要がある。



令和元年5月 大阪働き方改革推進会議に、
「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を新たに設置し、
関係団体・関係省庁との連携を強化した横断的な周知等を強化

◆ 実施内容

最低賃金及びその支援策が行き届いていない個人事業主等小規模事業者に対し、最低賃金及びその支援策の浸透を図ることを目的とし、構成団体の協力のもと、様々なツール・メディアを活用した幅広い周知を図るための取組みに加え、以下のとおり、未満率の高い業種や地域に重点を置いた「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の活動を中心に、セミナー等の取組みを行う。

① 飲食・生活関連サービス業

→生活衛生営業指導センター協力のもと、「稼ぐ力応援チームセミナー」を実施

② 介護関連業

→関係構成団体の協力を得ながら、働き方改革関連法等労働条件全般に関するセミナーを大阪労働局が実施

③ その他（卸小売業等）

→府内労働基準監督署・ハローワーク・構成団体が各種セミナー等を実施

④ 未満率の高い地域

→南河内地域・北河内地域・泉南地域におけるセミナーを実施

【3】 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること

◆ 大阪府・府内全43市町村

発注時および最低賃金改定時等における配慮要請を文書で実施

◆ 国等発注機関

発注時および最低賃金改定時等における配慮要請を文書で実施

◆ 大阪府主催研修会での講演

建設工事請負業者を参集した研修会で、配慮を要請

◆ 大阪市との協定

引き続き、大阪市契約管財局との「最低賃金にかかる情報の提供に関する協定」を実施

◆ 大阪府・大阪市との連携

公共工事・公共調達の落札事業者へ配付する契約図書に、最低賃金を含んだ労働関係法制度を周知する冊子を同封

入札参加有資格事業者名簿登載の事業所に対し、上記冊子を掲載するアドレスを通知メールにリンク

◆ 公共工事発注機関への要請

大阪労働局および労働基準監督署が実施する公共工事の発注者を招集する会議で配慮を要請

□ 検証と課題・今後の取組 □

大阪府・大阪市との協力体制は今後とも引き続き実施する。

特に大阪市とは、最低賃金違反にかかる情報の提供に関する協定に基づく通報の提供があったことから、引き続き的確に運営する。

これら以外の市町村については、大阪市等との事例を紹介しながら、発注機関としての取組を、引き続き働きかけを行っていく。

【4】 不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること

◆ 近畿経済産業局等との連携

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」に出席し、公正な取引慣行の構築、関係法令順守の徹底について連携

◆ 労働基準監督署における取組の強化

最低賃金法第4条などの違反が認められた事業主で、

①その違反の背景に下請法第4条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第19条（物流特殊指定）違反が認められる場合、公正取引委員会又は経済産業省に、

②その違反の背景に元請負人による建設業法違反のおそれがある場合、国土交通省に、当該事案の通報制度を積極的に運用

上記①、②に該当しない場合であっても、パンフレットを配付の上、相談窓口を教示

※ 平成31年1月から下請業者の同意なく通報する制度に拡充

□ 検証と課題・今後の取組 □

不公正な商取引について、所管官庁や関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き、所管官庁や関係官庁との連携を行い、不公正な商取引を把握した場合は、下請事業者に対し相談窓口の教示等を推進する。